

地域生活支援事業費等補助金の財源措置について

【担当省庁】厚生労働省

障害者の日常生活に不可欠なコミュニケーション支援や移動支援、日中一時支援等については市町村が、サービス提供者等のための養成研修事業等、社会福祉法人等が行う事業に対する補助事業は、府が実施主体となり地域生活支援事業を実施しているが、本来国が負担すべき補助金が十分に交付されていないため、府及び市町村に超過負担が生じており、事業実施が困難な状況にあることから、自立支援給付と同様に、国の負担（１／２）を義務化し、事業実績に見合った確実な財源措置を講じていただきたい。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 障害者支援課(075-414-4611)
---------------	----------------------------

【現状・課題等】

- 国の補助額については、補助金交付要綱で補助対象基準額の 50/100 以内とされているが、現状は当該基準額が実績額より少ない額で算定されている。
- 京都府及び市町村分の内示額は年々減少しており、事業費の多くを負担する状況が続いており、財政状況だけでなく、地域における障害者施策に大きな影響を与えている。

【国の事業等】

- 地域生活支援事業費補助金〔厚生労働省〕 505 億円

【京都府の取組】

- 障害者自立支援費（地域生活支援事業費（市町村地域生活支援事業） 57 百万円）